（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第二条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（注記表の区分） **第五十五条の三**　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 ［一～三　略］ 四　会計上の見積りに関する注記 五～十三　［略］ 十四　収益認識に関する注記 十五　［略］ （重要な会計方針に係る事項に関する注記） **第五十五条の五**　［略］ ２　委託者指図型投資信託について顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。 一　当該委託者指図型投資信託に係る主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容 二　前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点 三　前二号に掲げるもののほか、当該委託者指図型投資信託について重要な会計方針に含まれると判断したもの （会計上の見積りに関する注記） **第五十五条の五の四**　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。 一　会計上の見積りにより当該計算期間に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌計算期間に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの 二　当該計算期間に係る計算書類の前号に掲げる項目に計上した額 三　前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 **第五十五条の五の五・第五十五条の五の六**　［略］ （収益認識に関する注記） **第五十五条の十の二**　収益認識に関する注記は、委託者指図型投資信託について顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。 一　当該計算期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 二　収益を理解するための基礎となる情報 三　当該計算期間及び翌計算期間以降の収益の金額を理解するための情報 ２　前項に掲げる事項が第五十五条の五の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。	（注記表の区分） **第五十五条の三**　［同上］ ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 四～十二　［同上］ ［号を加える。］ 十三　［同上］ （重要な会計方針に係る事項に関する注記） **第五十五条の五**　［同上］ ［項を加える。］ ［条を加える。］ **第五十五条の五の四・第五十五条の五の五**　［同上］ ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。